

(平成22年6月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認釧路地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和52年10月17日、資格喪失日が60年5月26日とされ、当該期間のうち52年10月17日から53年12月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日に係る記録を52年10月17日とし、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月17日から53年12月1日まで  
A社の厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、同社から資格取得の届出が遅れたことにより、昭和52年10月から53年11月までは時効により加入期間と認められない期間となっている旨の回答を得た。

厚生年金保険料が控除されていた証拠として、源泉徴収票及び一部の期間の給与支給明細書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和53年分源泉徴収票、給与支給明細書及び同僚の供述から、申立人は、A社に52年10月17日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年分源泉徴収票及び給与支給明細書の保険料控除額から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に適用事業所ではなくなっているため不明であ

るものの、健康保険厚生年金保険被保険者原票の厚生年金保険進達記録欄に「資格取得届昭和 56 年 1 月 26 日」と記録されていることから、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に対し遡及して提出し、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 52 年 10 月から 53 年 11 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金基金の記録や雇用保険の記録でも月末まで在籍している事は明らかであり、事業所保管の給与台帳においても保険料控除が確認できるので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の在職証明書、給与台帳の記録、雇用保険及び厚生年金基金の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（平成7年3月1日にA社から関連会社のB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与台帳の保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている申立人に係る資格喪失日が平成7年2月28日であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月31日から同年4月1日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。  
厚生年金基金の記録や雇用保険の記録でも月末まで在籍している事は明らかであり、事業所保管の給与台帳においても保険料控除が確認できるので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の在職証明書、給与台帳の記録、雇用保険及び厚生年金基金の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(平成7年4月1日にA社から関連会社のB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与台帳の保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている申立人に係る資格喪失日が平成7年3月31日であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。  
厚生年金基金の記録や雇用保険の記録でも月末まで在籍している事は明らかであり、事業所保管の給与台帳においても保険料控除が確認できるので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の在職証明書、給与台帳の記録、雇用保険及び厚生年金基金の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(平成7年3月1日にA社から関連会社のB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与台帳の保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている申立人に係る資格喪失日が平成7年2月28日であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月31日から同年11月1日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金基金の記録や雇用保険の記録でも月末まで在籍している事は明らかであり、事業所保管の給与台帳においても保険料控除が確認できるので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の在職証明書、給与台帳の記録、雇用保険及び厚生年金基金の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(平成7年11月1日にA社から関連会社のB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与台帳の保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている申立人に係る資格喪失日が平成7年10月31日であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金基金の記録や雇用保険の記録でも月末まで在籍している事は明らかであり、事業所保管の給与台帳においても保険料控除が確認できるので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の在職証明書、給与台帳の記録、雇用保険及び厚生年金基金の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(平成7年3月1日にA社から関連会社のB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与台帳の保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている申立人に係る資格喪失日が平成7年2月28日であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が平成3年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、36万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金基金の記録や雇用保険の記録でも月末まで在籍している事は明らかであり、事業所保管の給与台帳においても保険料控除が確認できるので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の在職証明書、給与台帳の記録、雇用保険及び厚生年金基金の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（平成3年7月1日にA社から関連会社のB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金基金の申立人に係る加入員記録には、申立人のA社における資格喪失日は、平成3年7月1日であることが確認でき、また、事業主が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の資格喪失日も同日と記載されていることから、事業主が申立人の資格喪失日を誤って同年6月30日と届け出たとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する平成3年7月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の平成3年6月の記録から、36万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月 16 日から 39 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 39 年 5 月 28 日から 41 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、A社及びB社に勤務していたので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①について、申立期間当時の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述により、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは推認できるが、在職期間の特定及び厚生年金保険料の控除については確認できない。

また、A社の現在の事業主に、申立期間当時の従業員に係る厚生年金保険の加入状況について照会したところ、「当時の関係書類は保管していない。」との回答を得ており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無いほか、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

B社に係る申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間において、昭和 39 年 5 月 28 日から同社に勤務していたと認められる。

しかし、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は見当たらないほか、社会保険事務所の記録によれば、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 41 年 2 月 1 日であり、これ以前に当該事業所が適用事業所として届出されていた事実は見当たらない。

また、申立人の元同僚の二人に照会した結果、二人とも申立期間当時からB社に勤務しているものの、被保険者資格取得日は、前記の同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 41 年 2 月 1 日であり、これ以前の資格記録は存在しないことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、健康保険組合に照会したところ、「当時の関係書類は保存期間が経過しているため無い。」との回答を得ており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、上記二人の同僚の供述から、申立期間当時のB社の常勤従業員数は5人未満であったと認められることから、当該事業所は申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める強制適用事業所として要件を満たしていなかったものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 16 日から 43 年 2 月 3 日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

A事業所に勤務し、昭和 43 年 2 月 4 日に共済組合に加入したが、41 年 12 月 16 日から臨時職員として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事記録の写し及びB社から提出された履歴書により、申立人が申立期間において、臨時職員としてA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A事業所は平成元年4月23日から2年4月24日までの期間に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、B社に照会したところ、「臨時職員は共済組合には加入していない。厚生年金保険の加入等については各事業所に任せており、勤務していた事業所が適用事業所になっていれば加入したと思うし、そうでなければ加入していなかったと思う。」との回答を得ており、A事業所を統合したC事業所の庶務担当者も「昭和40年代の取扱いについては不明だが、一般的に公務員以外の職員の社会保険関係の整備が徹底されるようになったのは平成になってからであり、それ以前は共済組合に加入していなければ、国民年金に加入するか未加入のままのどちらかであったと思う。」旨供述している。

さらに、当時の同僚で庶務を担当していた者に照会したところ、「自分が勤務している期間にA事業所が厚生年金保険の適用事業所になった記憶は無く、勤務していた人が厚生年金保険に加入したという話も聞いたことが無い。

自分も臨時職員の期間があったが、国民年金に加入していた。」と供述しており、他の二人の同僚も「臨時職員の期間は、共済組合にも厚生年金保険にも加入しなかった。」と供述していることから、申立期間当時、同事業所は、臨時職員について厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。